

2000年8月3日

札幌市長 桂 信雄 様

(社) 北海道自然保護協会



## 札幌市の都市計画において円山公園など「中央部の縁」を良好に保全するための施策を明確にし、かつ実行することを求める要望・提案書

最近の新聞報道（例えば朝日新聞・7月15日および18日、北海道新聞・8月2日）によれば、円山公園の隣接地で高層マンションの建設計画が明らかになり、高層マンションの出現を望まない周辺住民との間に、相次いでトラブルが発生しているとのことです。

側聞するところによれば、このうち「宮の森」はすでに建築確認審査が終了しており、「南1西28」も建築基準法に「適合」しているから行政的には問題がないとのことです。しかし、このことは「豊かな自然と調和した都市環境の形成」（第四次札幌市長期総合計画）をめざす札幌市の将来にとって、きわめて憂慮すべき問題を内蔵しております。すなわち円山公園隣接地が、ぐるりと高層マンション群でとり囲まれ、周辺から眺める円山一帯の風致景観がいかに損なわれようとも、それはすべて行政上は「合法」という事態になってしまうからです。

この問題が発生した最大の要因は、近年、札幌市の都市計画において当該地の「用途地域」が変更され、中高層階の住宅建築が可能となる道を開いたことにあることは明らかです。しかし当該地の住民にとって、この用途地域の変更は寝耳に水のことです。低層住宅しか建てられないと思い、その環境を享受していた住民の目前に、あるとき突然、高層マンション計画が出現し、どのような日照障害、ビル風被害、眺望景観の遮蔽などが生じても、すべて「合法」だから先住者は後発の開発行為を「受忍」せよ、といわれるとなれば、市民不在の市政としかいよいがありません。

また円山・藻岩山周辺の植生は、東亜北部の温帯林を代表するもので、とくに、このような狭い地域に多種類の樹木が生育していることは世界的にも珍しい、と百年以上も前に専門家（サージェント、1894）から指摘されました。自然植生だけでなく、円山公園内には、円山養樹園時代から先人が植えた、札幌市内では類例の少ない希少な樹木も多く生育

しています。そして、これらの植生と関連して、多くの野鳥や小哺乳類、昆虫などが生息し、とくに昆虫は、日本の昆虫学の開祖といわれる松村松年が、多数の新種を発見、記載した由緒ある場所となっています。しかし近年の都市化のなかで、これらの植物や小動物の生育・生息環境が、しだいに劣化しています。例えば円山公園内にあった小渓流や湿地では、かつてザリガニ（アメリカザリガニではない在来種）、エゾサンショウウオが多く見られましたが、近年はその環境が失われました。またヘイケボタル、ムカシトンボ、テングチョウなどが姿を消したと報告されています。そうしたなかで、近隣に高層マンションが建設されれば、基礎工事による水脈への影響、日照、風などの変化により、環境の劣化に、さらに拍車のかかることが懸念されます。

したがってこの用途地域の変更は、本当に「豊かな自然と調和した都市環境の形成」と矛盾していないのか、都市計画法の目的である「公共の福祉の増進に寄与」しているか、改めて検証されなければなりません。

そもそも円山公園、中島公園、大通公園を核とする「中央部の緑」は、別記Ⅰに記したように、札幌市の緑の原点、シンボルの意義を有しています。とりわけ円山・藻岩山を市街地から眺望する景観は、やはり別記Ⅰで明らかにしたように、明治の初期から札幌市民が、「朝夕この風致を観るもの自ずから胸襟を爽快ならしめ」る存在だったので、「官民これを守りて」尊重し、「その風致依然たり」という、百年以上の輝かしい伝統をもっています。これは世界に誇る札幌市固有の都市景観であります。

札幌市民と円山・藻岩山の好ましい関係は、札幌市内の多くの小・中学校の校歌に、これらの山が歌いこまれていることに象徴されています。多くの札幌市民にとっての円山・藻岩山は、石川啄木が「ふるさとの山に向かひて 言ふことなし ふるさとの山はありがたきかな」と詠んだ心境に通じるものがあり、それは、もはや札幌の歴史的風土、「心のふるさと」といってもよい存在となっています。

したがって札幌市内の主要な地域、とりわけ円山・藻岩山の隣接・近接地では、これらの眺望景観が確保できるように、公園と一般市街地の間に緩衝地帯を設け、緩衝地帯では高層建築物などを規制する処置を講ずることこそが、都市計画関係者の責務です。現に京都市や金沢市では、別記Ⅱで記したように、市街地背後の山並み景観に配慮した町並み形成をはかる施策が、実行されつつあります。

ところが前記の用途地域の変更は、札幌の緑のシンボルの重要性を忘れ、「官」が率先して、市街地背後の山並み景観を遮蔽することを「合法化」したのですから、「豊かな自

然と調和した都市環境の形成」に矛盾するばかりか、都市計画法の目的である「公共の福祉の増進に寄与」することに逆行する、むしろ愚挙とさえいべき施策です。ここには規制緩和の時流に沿った安易な姿勢（例えば、地下鉄駅周辺に高層マンションが建てば市営交通の経営にも寄与するというような考え方）は見え隠れしても、21世紀を見すえ、札幌が誇るべき個性を伸ばすような、都市計画の理念は残念ながら感じられません。

最近、金沢市では「まちづくり条例」を制定しました。それは、「高層マンションの建設など都市化の進展が『古都金沢』の景観の脅威になっている。こうした現状に対応するため、同市は市民主導で街づくりを進める条例を今月施行した。市民が町単位で街づくりの方針を決め、区域内の建物の用途や高さ、面積などを定めた『街づくり計画』を策定。それをもとに市長との間に協定を結ぶ。協定区域内の開発事業は届け出が必要となり、市長は協定に基づき開発計画に必要な指導をし、無秩序な開発に歯止めをかけることができる」（日本経済新聞、7月24日）というものです。これが新しい時代の都市計画の潮流です。

したがってNGOとしての（社）北海道自然保護協会は、別記Ⅱのとおり、札幌の都市計画のうち、円山公園など中央部の緑の保全にかかる緊急施策、および中長期にわたる施策の一部を提案いたしますので、ご検討のうえその施策を明確にし、かつ実行されるよう、強く要望いたします。

なお別記Ⅱの要点は、次のとおりです。

## 1 緊急に実施すべきこと

- (1) 中央部の緑の保全の観点から、「用途地域の変更」を抜本的に見直し是正すること
- (2) 「コア」と「バッファー」の考え方を導入して、札幌の緑のシンボルを守ること
- (3) 当該マンションの建設に当たっては、地域住民の合意が得られるように、また円山の眺望景観が確保できるように、札幌市の責任で企業を行政指導し設計変更させること

## 2 中長期的視野で実施すべきこと

- (1) 札幌の中央部の緑を良好に保全し、拡大するビジョンを、幅広い市民の参加を得て固め、行政はその施策が実現できるように努力すること
- (2) 具体的に検討すべき課題の例示（大通公園の拡幅など10項目）